

滋賀県地域限定保育士試験保育実技講習会における修了判定基準

滋賀県地域限定保育士試験における保育実技講習会は、原則として、受講者が全ての科目を受講したことをもって、修了したものと認定する。

なお、以下の項目に一つでも当てはまる場合は、原則「未修了」とする。

第1 出欠状況

- (1) 講義および保育実践見学実習（以下、「講義等」とする。）を欠席した場合。
- (2) 講義等を早退した場合。
- (3) 講義等開始後、講師または講習会運営事務局（以下、「事務局」とする。）の許可を得ず途中退出した場合。
- (4) 講義等に遅刻した場合。（公共交通機関の大幅な乱れにより講義開始時間に間に合わない場合であって、事前に講師または事務局に連絡をした場合を除く。）
- (5) 講師または事務局の判断により、オンラインによる講習の実施を行う場合で、受講者の本人確認ができない場合。

第2 受講姿勢

- (1) 講師または事務局の指導に従わず、講義等の進行を妨害する、講義等と関係のない行動をとる、講義等の受講態度が不適切で、講師または事務局から複数回注意を受けても改善が見られない場合。
- (2) 講義等の受講態度が不適切で、講師または事務局から退出を指示された場合。

第3 提出物

- (1) 造形表現の演習、音楽表現の演習、言語表現の演習および保育実践見学実習において、講師が指示するレポートのいずれかが提出期限内に提出されていない場合および未提出のままとなっている場合。
- (2) 講師から再提出※の指示があったが、提出期限内に要件を満たすレポートが再提出されていない場合。

※ レポートの内容が次の内容に該当する場合は、再提出を求める。

- ①保育所保育指針の見方を逸脱した内容となっていると講師または事務局が判断したもの。
 - ②指定の文字数の6割に満たないもの。
 - ③その他、各科目の到達目標に著しく達していないと講師または事務局が判断するもの。
- (3) 事務局が指定した書類のいずれかが提出されていない場合。